単独憩の家
管理運営費補助金の手引

（令和６年度実績報告・令和７年度交付申請）

豊田市　生涯活躍部　市民活躍支援課

目　次

◆　管理運営費補助金について

1　補助金制度について ――― p 1

2　書類の扱いについて ――― p 2～3

3　憩の家管理運営費（備品）補助金について ――― p 4～5

4　領収書（証）等の管理 ――― p 6～7

◆　記入例

令和６年度実績報告に関する書類

記入例１　豊田市高齢者憩の家管理運営費補助金実績報告書 ― p 8

記入例２　活動実績書 ――― p 9

記入例３　収支予算書 ――― p10

記入例４　領収書（証）台紙 ――― p11

令和７年度交付申請に関する書類

記入例５　豊田市高齢者憩の家管理運営費補助金交付申請書 ― p12

記入例６　収支予算書 ――― p13

見本　会則 ――― p14

記入例７　役員名簿 ――― p15

記入例８　請求書 ――― p16

令和７年度憩の家の変更や廃止に関する書類

記入例９　豊田市高齢者憩の家設置届出書・承諾書――― p17～18

◆　管理運営費補助金について

1　補助金制度について

・豊田市高齢者憩の家とは

高齢者の教養の向上、地域との交流、レクリエーション活動等のための場。

・交付目的

憩の家の管理運営に必要な経費を補助することにより、高齢者の活動の拡大を図る。

（1）補助額

週3回以上（年１４４回以上）開所　１０４，０００円
週2回（年９６回以上）開所　　６５，０００円

（2）補助対象経費

科　　目	説　　明
1　使　用　料	自治区・家主等へ支払う部屋の使用料
2　光熱水費	電気、ガス、水道代等（建物使用料に含まれる場合は領収書の但し書きにその旨記載すること）
3　燃　料　費	灯油代等
4　受　信　料	NHK受信料
5　修　繕　費	備品を修理する際の修繕費
6　消耗品費	憩の家で使う消耗品（湯呑、手指消毒液、トイレットペーパー、掃除機の詰替え袋、ごみ袋、コピー用紙　等）
7　会　議　費 （上限 6，０００円）	憩の家関連会議の資料コピー代、会議用お茶代 **※お菓子は補助対象外**

※団体活動のための事業費は補助対象外です。

（3）設置条件

①適正な管理運営を図るため、利用者の互選により管理者を置くこと。
②憩の家の利用者は、原則として当該地域の高齢者とする。ただし、多世代及び他地域との交流活動を妨げない。
③地域の高齢者の活動場所として、原則として週２回以上開所する。
④正当な理由なく、当該地域の高齢者の利用を拒まないこと。
⑤活動状況を記録すること。

※設置条件を満たさない場合は、補助金の返還を求めることがございます。

（４）補助金交付の流れ

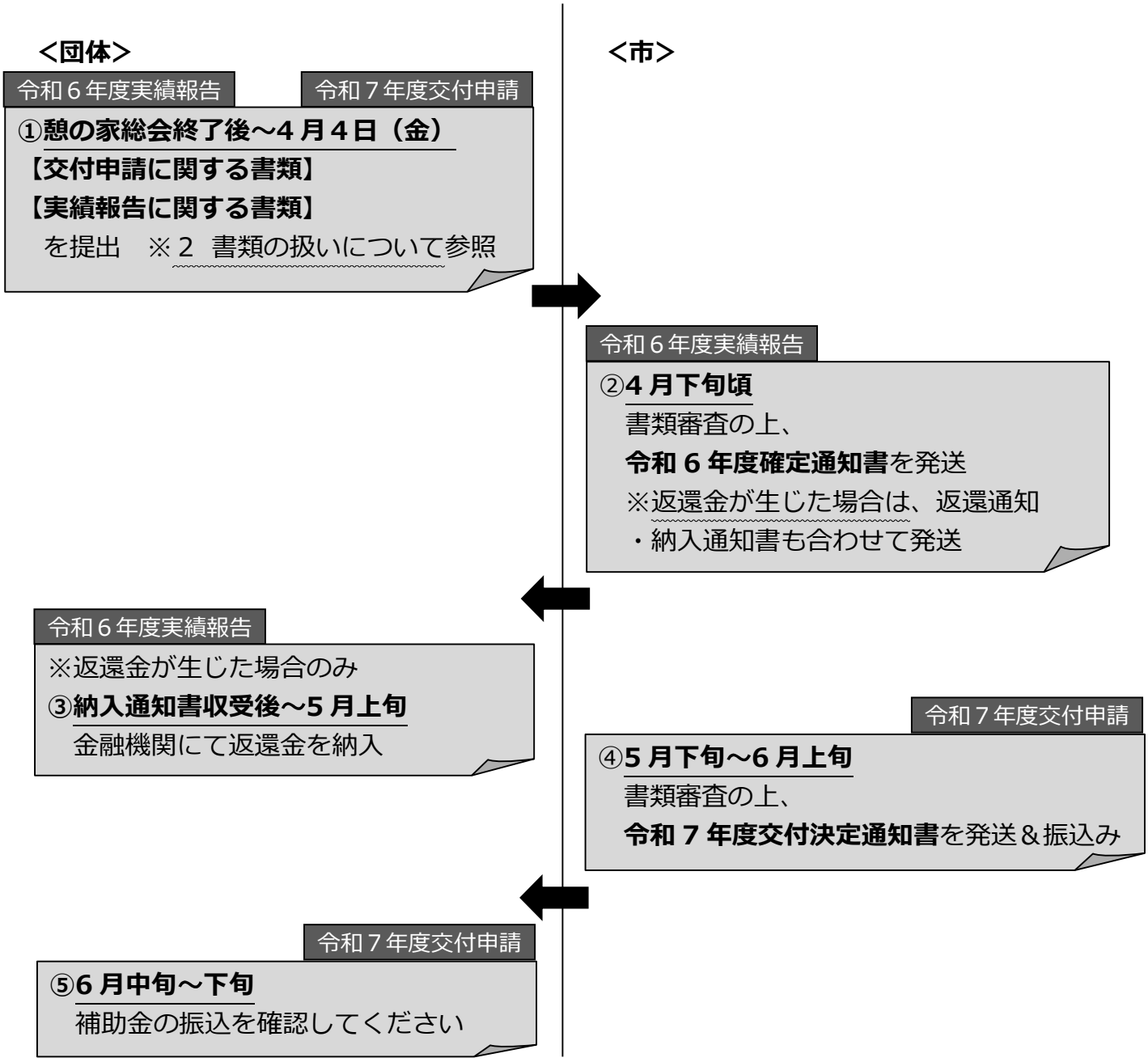

2　書類の扱いについて

※書類は全て、黒のボールペンで記入してください（鉛筆、消せるインク等は不可）。
※訂正する際は、═══（2 重線）で取り消ししてください（修正液・テープは不可）。
※交付申請・実績報告は、電子申請でも受付けています。

（１）交付申請に係る手続き

補助金の交付をうけるためには、交付申請書類を提出する必要があります。
※交付申請時に計画していた事業が縮小・未実施となったことにより余剰金が発生した場合や、憩の家の開所回数が必要開所回数に満たない場合は、別途返金の手続きが必要となります。

【交付申請に関する書類】
・豊田市高齢者憩の家管理運営費補助金交付申請書
・収支予算書
・役員名簿　※氏名、役職名、住所、生年月日の分かるもの
・会則
・請求書

（２）実績報告に係る手続き

①提出書類

補助金交付を受けた場合、年度末に実績報告に関する書類を提出する必要があります。

【実績報告に関する書類】
・豊田市高齢者憩の家管理運営費補助金実績報告書
・活動実績書
・収支決算書
・領収書（証）

②実績報告の注意事項

・必ず**憩の家管理団体宛**の領収書（証）を添付してください。
・領収書（証）は、**必ず原本を提出してください。（後日、返却します。）**
・領収書（証）のない経費、**憩の家管理団体宛**でない領収書（証）は補助対象外です。
・領収書（証）は収支決算書に記載された「支出科目」順に並べて提出してください。
・補助対象外経費の領収書（証）の提出は不要です。

※領収書に関する詳細は「４ 領収書（証）等の管理」（本手引書Ｐ６～７）を確認してください

（５）その他留意事項

①会計管理について

・補助金にかかわる書類・帳簿は、収支状況を明確にし、事業完了後５年間保管してください。※領収書（証）は会計処理上の重要な証拠書類になります。
・**４ 領収書（証）等の管理**（本手引書ｐ６～７）を確認し、適切な管理を心がけてください。

②個人情報保護の取扱いについて

交付申請書等に記載された個人情報については、慎重に取り扱い、市及び市の関係機関（社会福祉協議会等）以外では使用しません。ただし、公共的な機関等（警察等）から正当な目的に使用するために依頼があった場合は情報を提供する場合がありますのでご承知おきください。

３　憩の家管理運営費（備品）補助金について

（１）補助額

補助率：補助対象備品購入額の**５０％**
補助限度額：**年間１０万円を上限**

（２）補助対象備品

※下記９品目以外の購入の場合は補助金対象外となります。

① テレビ
② ビデオ（DVD）デッキ
③ 電気こたつ
④ 扇風機
⑤ ストーブ
⑥ 掃除機
⑦ 電気ポット
⑧ 食器棚
⑨ エアコン

（　補　足　）
1 取付工事が必要な備品については、取付工事費も含む。
2 自治区所有の施設を借用した憩の家で、地域集会施設整備事業補助金の対象となっているエアコンについては、補助対象外とする。
3 エアコンの設置に当たっては、借用している建物所有者の承諾書を添付。
4 こたつ布団やテレビチューナー等、周辺機器も本体購入時に限り対象とする。
5 備品の買い替えに伴う**処分費は対象外。**
6 見積書は内訳が分かるものを添付。
7 必要以上に豪華なものや不要と思われる周辺機器等については補助対象外と判断し、見積提出後に、同等品提案をする場合があります。

（３）備品購入費の補助金交付の流れ

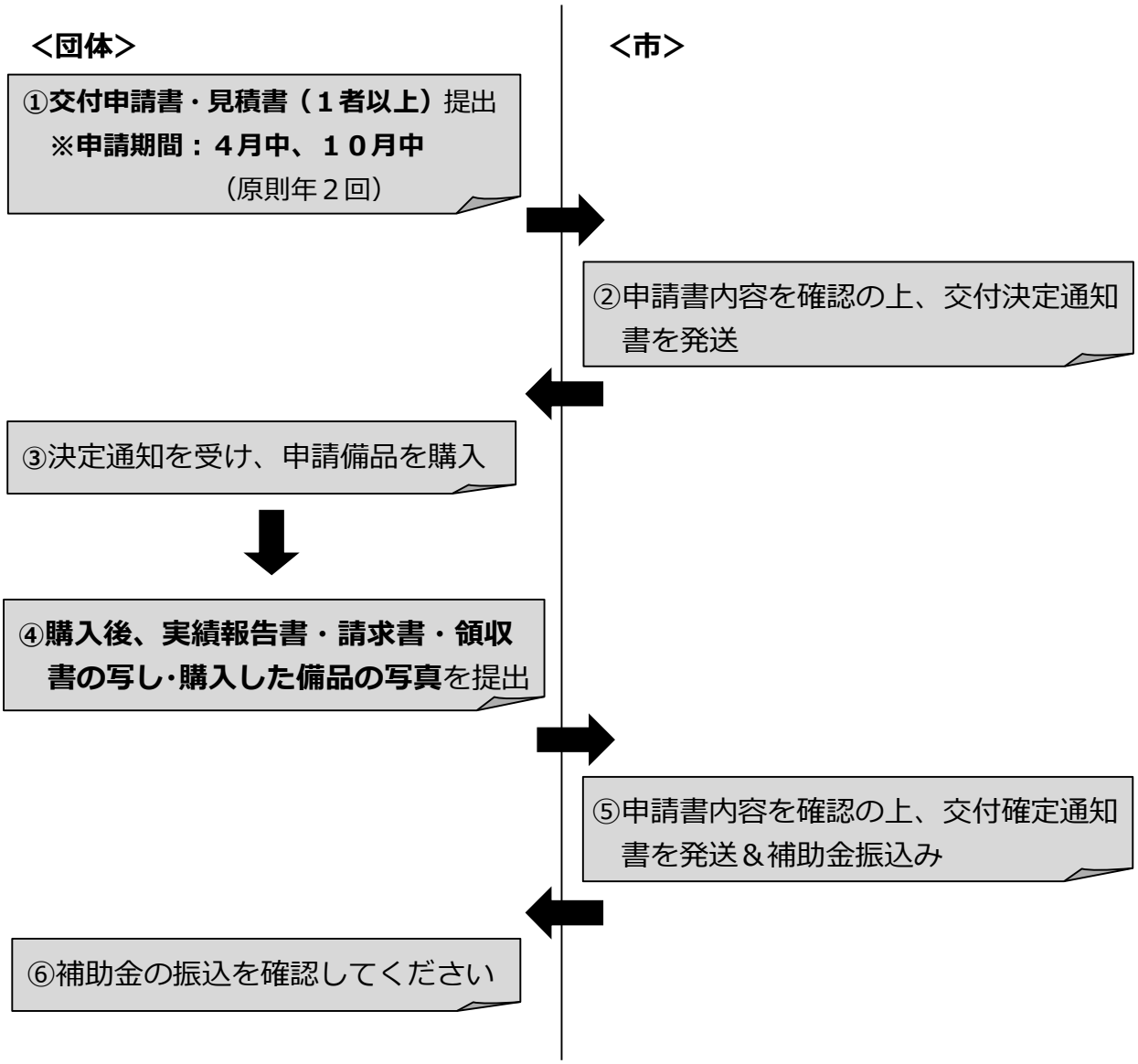

（４）備品の管理について

・本補助金を受けて購入した備品は、台帳で適切に管理してください。

・購入した備品は、他に転用することがないようにしてください。

・管理状況の確認のため、市職員が現場確認および状況報告をお願いする場合があります。

・憩の家で使用している備品の修理・廃棄は、各憩の家の判断において適切な処理方法に従い行ってください。ただし、**本補助金を受けて購入した備品を廃棄される場合は、市民活躍支援課までご連絡ください。**

備品購入後、一定年数経過しなければ廃棄できません。

（耐用年数の例）テレビ：５年間、エアコン：６年間　等

４ 領収書（証）等の管理

市では、適正な領収書（証）の管理を徹底しています。
発行元の証明のある領収書（証）は、事業実績の重要な証明資料であるため、もらい忘れによる領収書（証）の省略は認められません。また、以下の注意事項が守られない場合は、補助金を返金していただくことがあります。

（１）領収書（証）の場合

６項目の確認⇒①領収書(証)の文字、②日付、③宛名、④金額、⑤但し書、⑥発行元

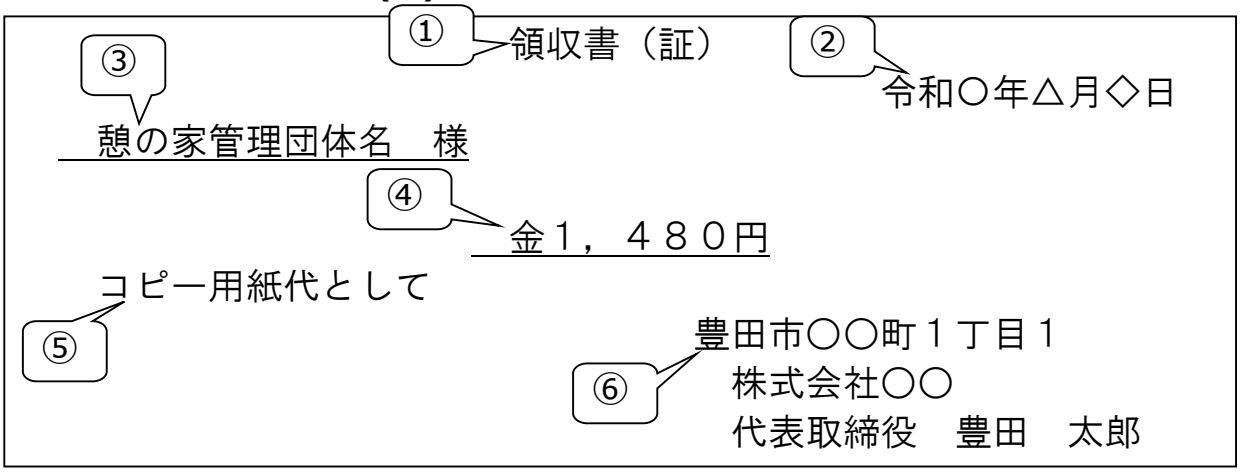

特に注意すべき３項目

①「宛名」

・宛名は憩の家管理団体名であること。
・自治区名、個人名、団体名の連名※は対象外。
※例）地区高齢者クラブ連合会名と憩の家団体名の連名

②「但し書き」

・購入物品が全て記載されている必要はない。
・但し書きがない場合は明細書（太枠）を添付し、何を購入したかわかるようする。

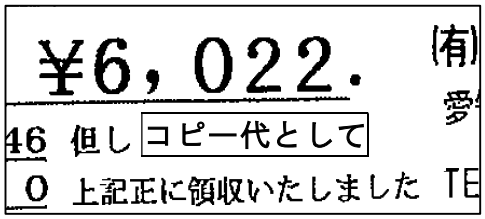

③「発行元」

・印鑑（社印等）がなくてもＯＫ。
・どこの会社か、誰からもらったのかが分かること。

（２）領収書（証）以外の場合

購入情報が分かる資料を提出してください。

※宛名（憩の家管理団体代表者名又は会員氏名）、購入日、金額、商品情報、販売者名が記載されているもの。

①「インターネット購入」

クレジットカードの利用明細書、銀行振込明細書等を提出してください。

代表者名義でない購入の場合は、

・購入者が団体に所属することを示す資料（団体名簿）を添付する。

・憩の家管理団体（代表者）の指示による購入であることを明細書に追記する。

例：「○月○日購入の（品物名・税込△△円）は■■会で使用するために××氏に購入・支払を依頼したものであることを証明する」

②「レシート」

空いたスペースに「宛名」を記入してください。

領収書（証）の発行がない店舗例
・コンビニエンスストア
・フェルナ
・コストコ　等

③「その他」

コイン式のエアコン等の利用がある場合は、実績がわかる書類を独自に作成して提出してください。

【例】

日付	活動内容	参加人数	活動時間	エアコン代
6／22	体操	24 人	2 時間	200 円
6／23	カラオケ	30 人	3 時間	300 円
9／15	民謡	15 人	2 時間	200 円
合計				2,200 円

記入例　1

◆　記入例

様式第５号（第１０条関係）

日付は４月１日としてください

令和７年４月１日

豊田市長　様

（報告者）　（〒４７１－〇〇〇〇）
住　　所　豊田市　**〇〇町〇〇**
団 体 名　**豊田憩の会**
代表者名　**役所　次郎**
電話番号　**０５６５　（　３４　）××××**

令和６年度の代表者情報

豊田市高齢者憩の家管理運営費補助金実績報告書

令和６年５月２２日付け豊市活発第３６５号で交付決定のありました、豊田市高齢者憩の家管理運営費補助金に係る憩の家の活動を完了しましたので、豊田市補助金等交付規則第１０条及び豊田市高齢者憩の家管理運営費補助金交付要綱第１０条第１項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

添付書類
1　活動実績書
2　収支決算書
3　その他市長が必要と認める書類

記入例　2

各月の実績を記入

予定回数を下回る場合は理由を記載

活　動　実　績　書

月	延べ開所回数（回）	延べ参加人数（人）	備　　考
4　月	12	103	
5　月	16	32	
6　月	18	42	
7　月	13	66	
8　月	20	253	
9　月	14	78	
１０月	15	85	
１１月	17	115	
１２月	12	98	
1　月	15	88	
2　月	14	75	
3　月	15	96	
合　計	181	1131	

【必要開所回数】
週３回以上開所：月 12 回／年 144 回以上
週２回開所：月８回／年　96 回以上
※1 日のうち、昼休憩を挟んで、午前と午後ともに開所した場合は、２回開所したことにできます。
※延べ開所回数が、必要開所回数に満たない場合は、返還金が生じます。

主な活動内容

・談話会（随時開催　月・水・０のつく日）
・カラオケ（週２回　水・金曜日）
・囲碁・将棋（週１回　月曜日）
・手芸（０のつく日）

記入漏れ注意！

記入例　3

収 支 決 算 書

【収入】

科　　目	金　　額	備　　考
補　助　金　（Ａ）	**１０４，０００**円	市の補助金
その他（　**会費**　）	**２０，０００**円	会費等その他収入
その他（**自治区からの補助**）	**１０，０００**円	
収　入　合　計	**１３４，０００**円	

【支出】

科　　目	金　　額	備　　考
使　　用　　料	**８０，０００**円	部屋の使用料
光　熱　水　費	**１２，０００**円	電気代、ガス代、水道代等
燃　　料　　費	０円	灯油代等
受　　信　　料	０円	ＮＨＫ受信料
修　　繕　　費	０円	備品の修繕費
消　耗　品　費	**６，０００**円	憩の家管理用消耗品代
会　　議　　費	**４，０００**円	コピー代、茶葉代等 （上限６，０００円）
その他の支出	**２１，０００**円	**補助対象外の経費等**
支　出　合　計	**１２３，０００**円	総支出額
うち補助対象経費（Ｃ）	**１０２，０００**円	補助対象となる経費の合計

既交付済 補助金額（Ａ）	延べ開所回数を 基礎とした 補助金額（Ｂ）	返還額① （Ａ）－（Ｂ）	合計返還額①＋②
１０４，０００円	**１０４，０００円**	**０円**	
延べ開所回数を 基礎とした 補助金額（Ｂ）	補助対象経費 （Ｃ）	返還額② （Ｂ）－（Ｃ）	**２，０００円**
１０４，０００円	**１０２，０００円**	**２，０００円**	

※延べ開所回数を基礎とした補助金額（Ｂ）には、活動実績書の延べ開所回数を基礎として、次のいずれかの金額を記入してください。

・１４４回以上の場合　１０４，０００円

・９６回以上１４４回未満の場合　６５，０００円

・９６回未満の場合　０円

マイナスの場合は、「０」を記入

記入例　4

憩の家名《　●●憩の家　》　領収書（証）台紙

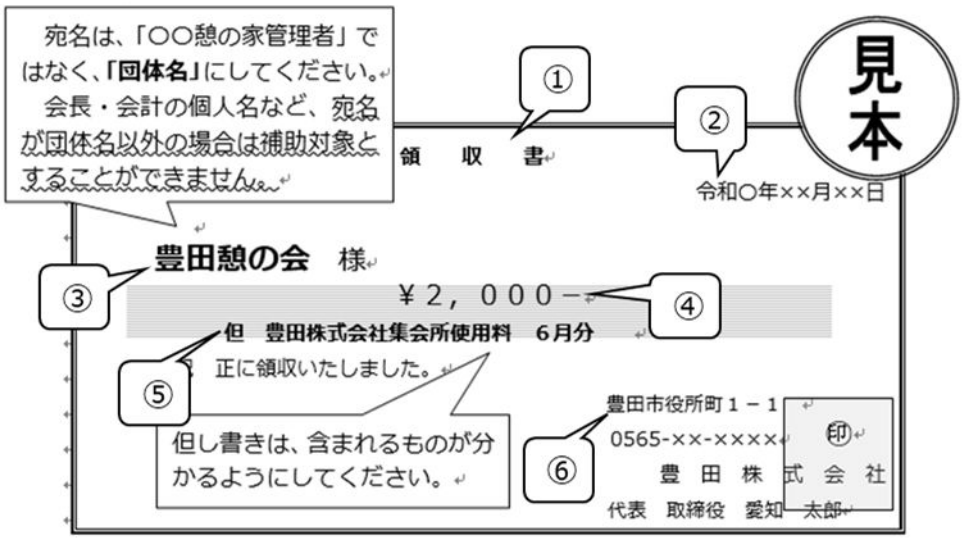

【確認事項】

✓　６項目の記載があるか？

①領収書（証）の文字、②日付、③宛名、④金額、⑤但し書き（購入内容）、⑥発行者

※ レシートでも６項目の記載があれば可。宛名がない場合は、空きスペースに記入。

✓　宛名は憩の家団体名か？

・自治区名、個人名、団体名の連名※は対象外。

※例）地区高齢者クラブ連合会名と憩の家団体名の連名

✓　日付は該当年度のものか？

※令和６年度地区高連補助金の対象日付は **R6.4.1～R7.3.31** まで。

✓　但し書きに記載はあるか？

※購入物品が全て記載されている必要はない。

※但し書きがない場合は、明細が分かる資料を別途添付。

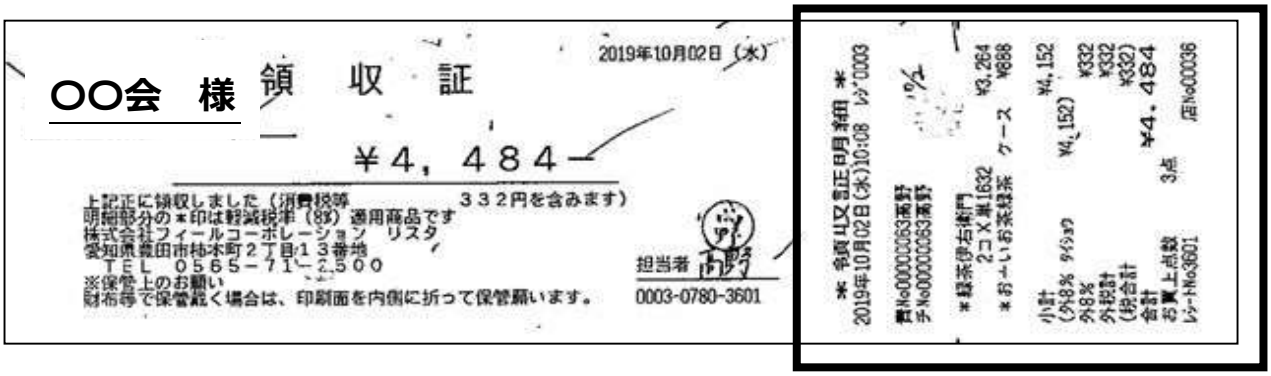

✓　発行者は明記されているか？

※印鑑（社印等）がなくてもＯＫ。

※どこの会社か、誰からもらったのかが分かること。

記入例　5

様式第１号（第８条関係）　**日付は４月１日としてください**

令和７年４月１日

豊田市長　様

（申請者）（〒４７１－ＯＯＯＯ）
住　　所　豊田市　**ＯＯ町ＯＯ**
団 体 名　**豊田憩の会**
代表者名　**豊田　太郎**
電話番号　**０５６５　（　３４　）ＯＯＯＯ**

令和７年度の代表者情報

豊田市高齢者憩の家管理運営費補助金交付申請書

高齢者憩の家管理運営費補助金の交付を受けたいので、豊田市補助金等交付規則第　条第１項の規定に基づき、

週３回以上（年１４４回以上）開所　１０４，０００円
週２回（年９６回以上）開所　　６５，０００円

憩の家の名称	豊田　憩の家
交付申請額	金　**１０４，０００**円

活動計画書（開所予定一覧）

開所日	開所時間
月曜日	（**１０：００～１２：００**）（　：　～　：　）
火曜日	（　：　～　：　）（　：　～　：　）
水曜日	（**１０：００～１２：００**）（**１４：００～１６：００**）
木曜日	（　：　～　：　）（　：　～　：　）
金曜日	（**１３：００～１５：００**）（　：　～　：　）
土曜日	（　：　～　：　）（　：　～　：　）
日曜日	（　：　～　：　）（　：　～　：　）
毎月決められた日（**0のつく**　日）	（**１０：００～１２：００**）（　：　～　：　）

注意　週３回以上（年１４４回以上）または週２回（年９６回以上１４４回未満）開所するよう計画してください。

添付書類
1　収支予算書
2　その他市長が必要と認める書類

記入例　6

収 支 予 算 書

【収入】

科　　目	金　　額	備　　考
補　助　金	**１０４，０００**円	市の補助金
その他（　**会費**　）	**２０，０００**円	会費等その他収入
その他（**自治区からの補助**）	**１０，０００**円	
収　入　合　計	**１３４，０００**円	

【支出】

科　　目	金　　額	備　　考
使　用　料	**８０，０００**円	部屋の使用料
光　熱　水　費	**２０，０００**円	電気代、ガス代、水道代等
燃　料　費	**0**円	灯油代等
受　信　料	**0**円	ＮＨＫ受信料
修　繕　費	**0**円	備品の修繕費
消　耗　品　費	**８，０００**円	憩の家管理用消耗品代
会　議　費	**４，０００**円	コピー代、茶葉代等 （上限６，０００円）
その他の支出	**２２，０００**円	補助対象外の経費等
支　出　合　計	**１３４，０００**円	

記入上の注意　金額は見込額を記入し、収入合計と支出合計が一致するようにしてください。

見　本

○○会　　会則

（目　　的）
　第１条　　本会は、会員相互の親睦を図ると共に、高齢者の知識と経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な活動を通じ、地域社会の一員として、豊かな長寿社会の増進に寄与することを目的とする。

（名　　称）
　第２条　　本会は、○○会と称する。

（事　　業）
　第３条　　本会は、第１条の目的を達成するために事業を行う。

（組　　織）
　第４条　　本会は、原則として○○自治区内に居住する６０歳以上の男女をもって組織する。

（役　　員）
　第５条　　本会に次の役員を置く。
　　（１）代表　　１名
　　（２）副代表　１名
　　２　代表は、本会を代表し、会務を総括する。
　　３　副代表は会長を補佐し、会長に事故があったときはその職務を代行する。

（役 員 会）
　第６条　　役員会は、必要に応じて開催し、会長が招集する。

（会計年度）
　第７条　　本会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（改　　正）
　第８条　　この会則は、役員会の議決により改正することができる。

（付　　則）
　　この会則は、令和△年４月１日より施行する。

令和７年度役員名簿　（豊田憩の会）

役　職	氏　名	住　所	生年月日
会長	豊田　太郎	豊田市西町３―６０	昭和２３年４月４日
副会長	拳母　花子	豊田市昭和町２―４６	昭和２４年５月５日
会計	元城　次郎	豊田喜多町６―６１―１	昭和２５年６月６日

記入例　７

記入例　8

請　求　書

請求日は空欄

| | | |

記入例　9

様式第８号（第１３条関係）

①新たに設置、②変更、③廃止があった場合は、届出書の提出が必要です。

令和７年４月１日

豊田市長　様

（届出者）　（〒　４７１－８５０１　）
住　　所　豊田市西町３－６０
団 体 名　豊田憩の会
代表者名　豊田　太郎
電話番号　０５６５　（　３４　）６６６０

令和７年度の代表者情報

豊田市高齢者憩の家　設置届出書

次のとおり豊田市高齢者憩の家を、設置（□新規 □変更 □廃止）しましたので、豊田市高齢者憩の家管理運営費補助金交付要綱第１２条第１項の規定に基づき届け出ます。

所属する自治区名	豊田　自治区
活 動 の 範 囲 （自治区と異なる場合）	
憩 の 家 の 名 称	豊田　憩の家
憩の家の設置場所	豊田市挙母町２丁目１－１
設 置 施 設 の 名 称	豊田自治区会館
憩の家の利用面積	５０　㎡

添付書類
1　建物所有者（管理者）の承諾書
　※新たに設置・変更した場合に提出
2　その他市長が必要と認める書類

廃止の場合、承諾書の提出は不要ですが、**必ず建物所有者（管理者）には、廃止することを連絡してください。**

承　　諾　　書

建物の所在地　豊田市拳母町２丁目１－１

建物の名称　　豊田自治区会館

上記の建物を、（　豊田　）憩の家として利用することを承諾します。

令和７年４月１日

（　　豊田　　）憩の家管理者　　豊田　太郎

団 体 名（　豊田憩の会　　）　　代表者名（　　豊田　太郎　　様）

建物所有者（管理者）　住　　所　豊田市拳母町２丁目１－１

氏　　名　愛知　次郎

建 物 平 面 図

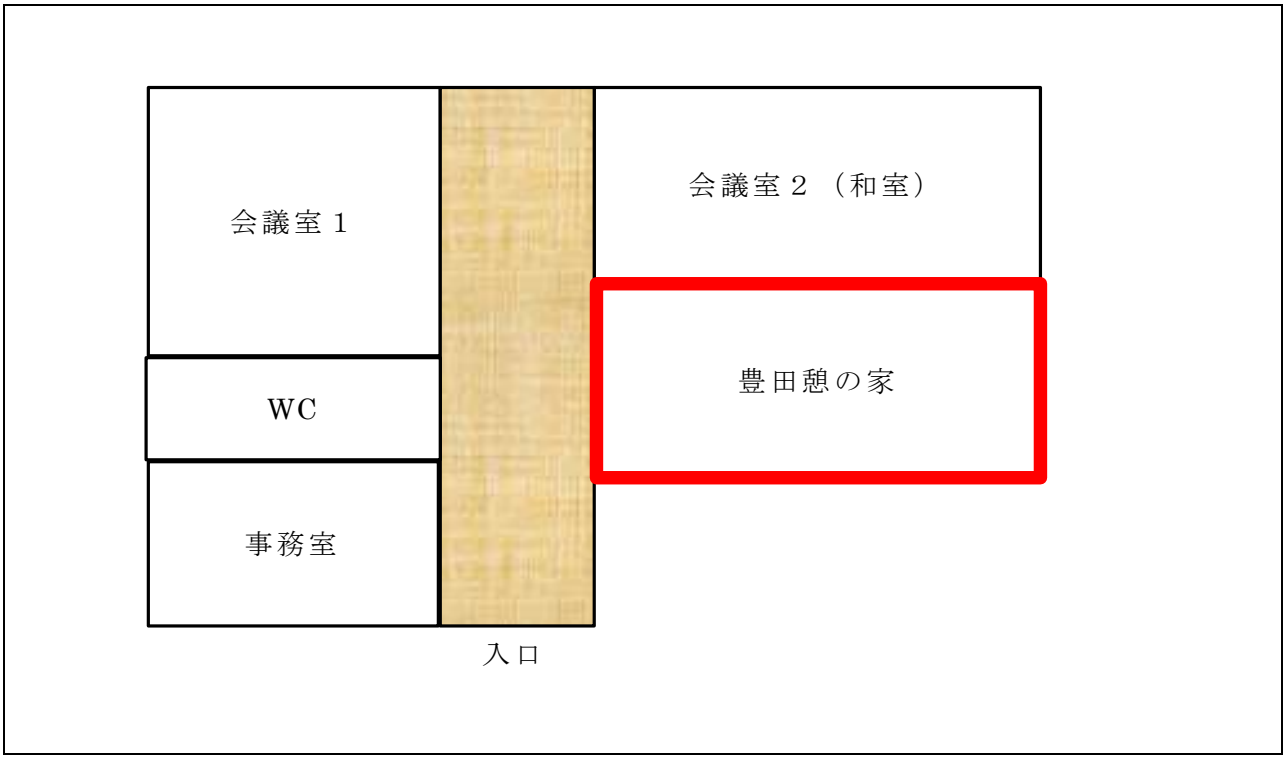

記入上の注意　建物平面図を図示、または貼付して、憩の家として利用する部分を赤枠で囲んでください。

（問合せ・書類提出先）
〒４７１－８５０１　豊田市西町３－６０
豊田市役所　市民活躍支援課　市民活躍担当
TEL３４－６６６０　　FAX３２－９７７９
E-mail：katsuyaku-shien@city.toyota.aichi.jp